

(仮称)向日市公共調達基本条例に対するパブリックコメントの結果と市の考え方について

(意見10名、のべ15件)

No.	意見の概要	向日市の考え方
1	賃金規定が最低賃金では、職人は集まらない。建設業では日当2万円が最低ではないか。	<p>条例の効果を高めるため、労働者のあるべき賃金額を定めてはとのご提案もいただいておりますが、本条例につきましては、賃金など労働条件に関する事項は、最低賃金法等の関係法令に基づいて運用されているため、契約において一定水準以上の賃金の支払を条例によって拘束することは考えておりません。</p> <p>賃金に関しては、法律に基づき、最低賃金が設定されているだけでなく、工事については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第3条第10項に「…省略…公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。」と規定され、国では適正な労務単価を含めた工事単価を算出しております。</p> <p>以上により、意見提出者が求めている職種ごとの最低労務単価を設定する必要性はないと考えております。</p> <p>なお、向日市公共調達基本条例においては、賃金水準を明示しないまでも、基本理念として、契約の締結に当たっては、市の契約の履行に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならないと、明記しております。</p> <p>最後に地元事業者への配慮についてであります。制限付一般競争入札においては、入札の参加に際し、同種工事の施工実績、経営事項審査の点数などの要件を地元事業者に対しては免除、また、指名競争入札においては、地元事業者を優先して指名することなどにより、条例による市の責務として地元事業者の受注機会の確保に努めることとしております。</p>
2	職種ごとの最低労務単価を設定すること	
3	賃金についての規定が明確ではない	
4	地元事業者が優先され、対価の保証がされるとともに、設計労務単価や各種法令・規定に基づいた金額を明確に	
5	制定には、基本的には賛同するものであるが、賃金規定、罰則で規制するべき	

No.	意見の概要	向日市の考え方
6	罰則までとは言わなくても、ある程度の責務とその確認まで、発注者として明記してほしい。	本条例は、公共調達に基づいた工事等の品質の確保と、社会的責任を果たすための取組の促進を図ることを基本理念とした条例であるため、罰則規定等を義務づけるものではないと考えております。
7	違反者に対する罰則規定がない	
8	「推進」や「努める」は曖昧である。	
9	遂行状況や政策の補強を行う審議会・審査会を設置すること	今回の条例制定に際し、事業者団体や労働団体と協議の場を持ち、説明、意見交換を行っており、こうした機会のご意見のとおり、重要と考えております。 審議会などの設置につきましては、様々な意見聴取の機会を捉えまして、関係団体の方々からご意見をいただきながら、また先進地の事例なども参考にし、考えてまいりたいと存じます。
10	この条例が向日市の適正な財政執行と循環型経済、社会福祉促進に向けた条例であることに賛同するが、今後、見直すのであれば、審議会等の設置、罰則規定を設けては	
11	施行規則を明記すること	条例の実効性の確保につきましては、基本理念や市と事業者の責務などについて十分な周知をさせていただき、事業者の方々に公共調達における社会的責任をご理解いただくとともに、条例を遵守していただくように継続して働きかけていくことにより対応してまいりたいと考えております。
12	ダンピング防止、地域優先事項を明記すること	制限付一般競争入札においては、入札の参加に際し、同種工事の施工実績、経営事項審査の点数などの要件を地元事業者に対しては免除、また、指名競争入札においては、地元事業者を優先して指名することなどにより、条例による市の責務として地元事業者の受注機会の確保に努めることとしております。 また、工事などの品質管理につきましては、条例制定の背景でございます、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨などに基づきまして、設計価格への最新の労務単価の反映や最低制限価格を設定することによるダンピング受注の防止を図ることなどにより、契約の履行に必要な経費を確保することでその品質を確保してまいりたいと考えております。
13	条例の遂行状況を情報公開することについて	ご意見のとおり、本条例に関する認識が事業者、労働者に醸成されるよう、周知に努めて参ります。

No.	意見の概要	向日市の考え方
14	各種法令の遵守、適切な価格の積算、適正な契約と履行について	<p>本条例につきましては、本市の公共調達における基本的な考え方等、理念を掲げる条例としております。</p> <p>市の責務としまして、適切な契約の締結、履行のために必要な措置を講ずること、事業者などの責務として、契約を適正に履行するとともに、市の取り組みに協力することといった基本事項を定めております。</p> <p>市の具体的な取り組みとしまして、工事の適切な積算並びにダンピング受注の防止など、品質の確保に向けた事項を定めております。</p> <p>事業者の経営安定のため、市は地域経済の健全な発展に配慮し、市内事業者の受注機会の確保に努めることや、事業者等におきまして、下請選定、資材調達で市内事業者の活用することを努力義務として定めております。</p> <p>品質確保を念頭に置きまして、事業者の努力義務として、下請負人との公正な契約の締結を定めております。</p> <p>こうした基本事項を定めることで、事業者をはじめ、市民の皆様のご理解をいただき、共通認識のもと、公共調達を実施したいと考えます。</p>
15	目的が不明確ではないか	<p>本条例においては、基本理念として、契約の締結に当たっては、市の契約の履行に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならないと、明記しております。</p>